



【すすきの地区等第三次対策協力支援金】申請要項

申請については、**下記の対象施設を管理する事業者が対象**です。

対象施設	・接待を伴う飲食店(※1)	・酒類提供を行う飲食店(※2) (バー、ナイトクラブ等)	・酒類提供を行うカラオケ店(※2) ・酒類提供を行う料理店等(※2) (居酒屋、ラーメン店、そば屋等)
	札幌市内全域	すすきの地区等(※3)	
要請内容	休業	【営業時間を短縮】 営業時間は 午前5時から午後10時まで	【酒類提供時間を短縮】 酒類提供時間は 午前5時から午後10時まで
		北海道スタイル等に基づく対策の徹底	
対象期間	12月12日(土)から12月25日(金)まで (この度の要請から新たに御協力いただく施設等は12月14日(月)から12月25日(金)まで)		
金額	1施設(店舗)あたり 60万円	1施設(店舗)あたり 30万円	

- ※1 現行の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第1号に該当する営業を行う施設
- ※2 従来から午後10時以降に営業を行っている施設
- ※3 南3条から南8条まで、かつ西2丁目から西6丁目までの区域及び西1丁目から西7丁目までの狸小路(市道南2・3条中通線)に面する施設

札幌市への申請概要

【受付期間】

令和2年12月28日(月)から令和3年1月15日(金)【消印有効】まで

※ 11月27日(金)までの要請に御協力いただいた場合の「すすきの地区感染防止対策協力支援金」、11月28日(土)から12月11日(金)までの要請に御協力いただいた場合の「すすきの地区等追加対策協力支援金」については、それぞれ別に申請が必要となります。

【申請書類の郵送先】※感染症の拡大防止のため、持参による申請は受け付けいたしません。

〒060-8401

すすきの地区等第三次対策協力支援金 事務局

※ 申請書類等は以下よりダウンロードすることが可能です。

札幌市公式ホームページ

(URL) http://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/jigyosha/sanji_yosei.html

【問い合わせ先】0570-200-105(専用ダイヤル)

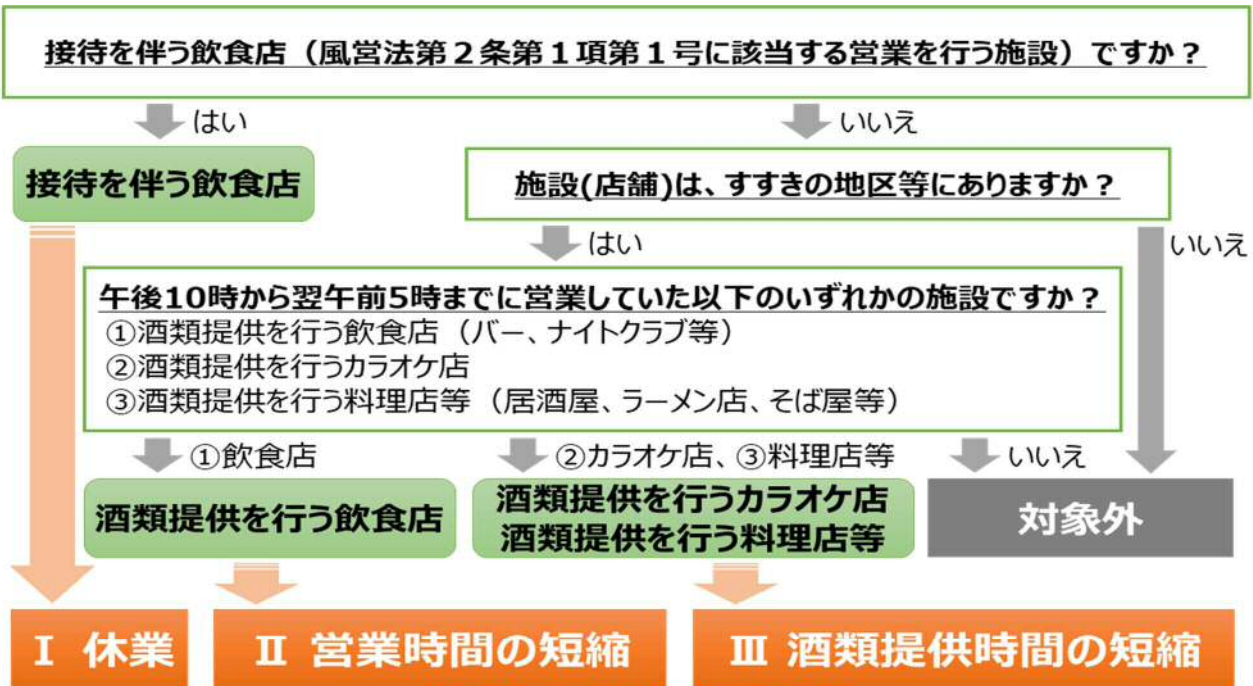
(受付時間) 午前8時45分から午後5時15分まで。

※ 年内は12月28日(月)まで(12月27日(日)までは土・日も開設)。
年始は1月4日(月)から開設いたします。

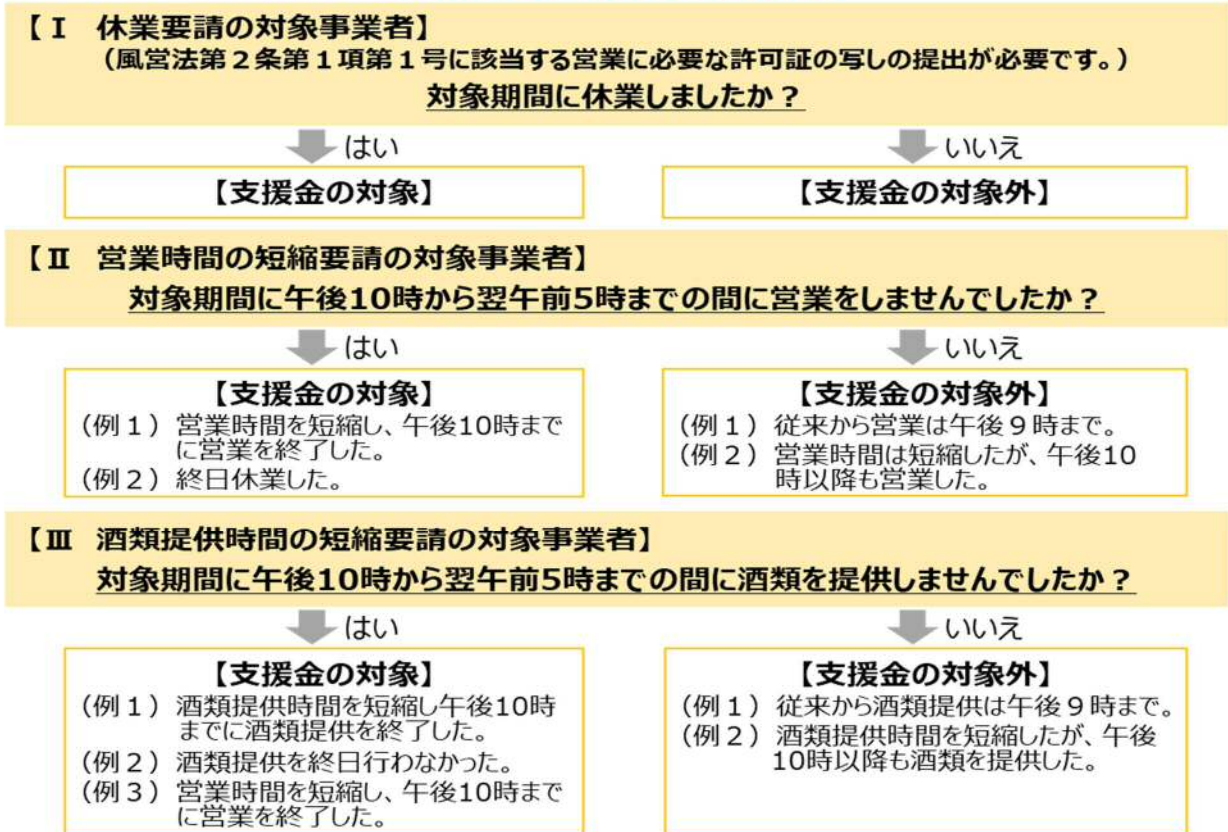
要請及び支援金の対象となる「札幌市内の接待を伴う飲食店」、「すすきの地区等（※）の酒類提供を行う飲食店等」

※ 南3条から南8条まで、かつ西2丁目から西6丁目までの区域及び西1丁目から西7丁目までの狸小路（市道南2・3条中通線）に面する施設

注意 支援金の支給を受けるには、北海道スタイル等に基づく対策の徹底など、「II 申請要件（P2）」に記載された要件を満たしていることが必要です。



支援金の対象となる取組



札幌市への申請

I 支援金の概要

【給付の考え方】

札幌市内で接待を伴う飲食店（風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う施設をいう。以下同じ。）、すすきの地区等（南3条から南8条まで、かつ西2丁目から西6丁目までの区域及び西1丁目から西7丁目までの狸小路（市道南2・3条中通線）に面する施設をいう。以下同じ。）で酒類提供を行う飲食店、カラオケ店又は料理店等のうち、休業、営業時間の短縮又は酒類の提供時間の短縮により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に御協力いただいた事業者を対象に支援金を給付いたします。

II 申請要件

本支援金の申請者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- 1 札幌市内又はすすきの地区等において、それぞれ対象施設を管理する法人又は個人の事業者
※ 対象施設を管理する事業者の本社が、市外にある事業者も支給対象となります。
※ 複数の施設を管理している事業者は、取組を行った施設分を一括して申請してください。この場合、1施設あたりの給付金額を合計した金額を給付いたします。
- 2 下記の対象期間の前日時点で、対象施設の営業に必要な許認可等を取得の上、施設を管理する事業者であること。
※ 1つの施設を複数の事業者が共同で管理しているような場合、代表して申請を行う事業者のみが対象となります。

【対象期間】

12月12日（土）から12月25日（金）まで

※ この度の要請から新たに御協力いただく施設等は、12月14日（月）から12月25日（金）まで

- 3 対象期間の全てにおいて、下記の感染症防止対策に取り組んだ施設を管理する事業者であること。
 - (1) 札幌市内において接待を伴う飲食店（風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う施設）
休業を実施した施設であること。
 - (2) すすきの地区等において、従来から午後10時以降に酒類提供を行う上記(1)に該当しない飲食店（バー、ナイトクラブ等）
 - ① 午前5時から午後10時までの間に営業時間を短縮（休業を含む。）した施設であること。
 - ② 新北海道スタイル等に基づく対策を徹底した施設であること。

- (3) すすきの地区等において、従来から午後10時以降に酒類提供を行う上記(1)及び(2)に該当しないカラオケ店、料理店等（居酒屋、ラーメン店、そば屋等）
- ① 午前5時から午後10時までの間に酒類提供時間を短縮（休業、営業時間の短縮、終日酒類を提供しない場合を含む。）した施設であること。
- ② 北海道スタイル等に基づく対策を徹底した施設であること。
- 4 申請事業者が、次のいずれにも該当していないこと。
- (1) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下本項において「法」という。）第2条第1項第6号の暴力団員をいう。以下本項において同じ。）である場合
- (2) 暴力団（法第2条第1項第2号の暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる場合
- (4) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

Ⅲ 申請手続き等

1 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

- (1) 札幌市公式ホームページ
(URL) http://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/jigyosha/sanji_yosei.html
※ 申請書類等をダウンロードすることが可能です。
- (2) 札幌市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所、豊水まちづくりセンター、西創成まちづくりセンター

2 申請書類の提出

「申請書類について（P5）」に記載の申請書類を提出してください。

- ※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
- ※ 申請書類の返却はいたしません。

3 申請受付期間及び受付方法

令和2年12月28日（月）から令和3年1月15日（金）まで

- ※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。
- ※ 令和3年1月15日（金）の消印有効です。

【郵送先】

〒060-8401

すすきの地区等第三次対策協力支援金 事務局

※ 切手を貼付、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず御記載ください。

※ 感染症の拡大防止のため、持参による申請は受け付けいたしません。

4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められる場合に支援金を支給します。審査の中で不明な点などがあれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

5 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときにも、不支給に関して御連絡いたします。

IV その他

- 1 本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、札幌市は、本支援金の支給決定を取り消します。すでに支給済みの場合、申請者には支援金を返還していただきます。
- 2 申請書類に記載された情報を公的機関（税務当局・警察署・保健所等）に提供する場合があります。

申請書類について

- 1 札幌市「すすきの地区等第三次対策協力支援金」申請書（様式1）
必ず申請者名義の口座を指定してください。法人の場合は当該法人名義の口座に限ります。

- 2 営業の実態が確認できるもの
 - 【法人の場合】
直近の税務申告書の写し（「別表一」の控え。電子申告の場合は、「別表一」と電子申告の受信通知）
 - 【個人の場合】
確定申告書の写し（「第一表」。電子申告の場合は、「第一表」と電子申告の受信通知。個人番号を塗りつぶしたもの）

上記の書類がない場合は、次のいずれかの書類を提出して下さい。
※創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し又は「法人設立・設置届出書」の写し
※必要に応じて、施設の賃貸借契約書（施設を借りて運営している場合）の写しなど、営業実態が分かる資料を求めることがあります。

- 3 飲食店等の営業に必要な許可を取得していること等が分かるもの（申請を行う施設分）
 - 法令等が求める飲食店営業に必要な許可を取得していることが分かる書類（飲食店営業許可等の写し）
※ 接待を伴う飲食店については、現行の風営法第2条第1項第1号に該当する営業に係る許可証の写しを添付していただく必要があります。

- 4 業種・業態が確認できるもの（申請を行う施設分）
 - 施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告の写し、外観（社名や施設名入り）及び内景の様子が分かる写真など
 - 酒類を提供していることが分かるメニュー、写真など

- 5 休業・営業時間短縮等の取組が分かるもの（申請を行う施設分）
 - 対象期間中に休業、営業時間短縮等の取組を行ったことが分かる施設での告知チラシ（掲示物）、メニューと一緒に写った施設の写真、自社のホームページ、DMの写しなど

6 北海道スタイル等に基づく対策が徹底されていることが分かるもの（申請を行う施設分）

- 北海道スタイル等に基づく感染拡大防止策への取組内容が確認できる書類
例)「北海道スタイル安心宣言」や「北海道コロナ通知システム」のQRコードが施設に掲示されている写真など

※ 対象期間の全てにおいて、休業を行った場合は提出不要です。

7 誓約書（様式2）

記入例を参考に、必ず自署してください。

8 通帳の写し

口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店名が分かるページの写し

9 本人確認書類の写し（個人のみ）

運転免許証、パスポート、保険証等のいずれかの写し

※ 現住所等が裏面に記載されている場合は、裏面の写しもお願いします。

※ 提出書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

【提出を省略することが可能な書類について】

11月28日（土）から12月11日（金）までを対象期間とした「すすきの地区等追加対策協力支援金」の申請を済ませた事業者については、上記に記載した提出書類のうち、次の書類を省略することができます。

- 「2 営業の実態が確認できるもの」
- 「3 飲食店等の営業に必要な許可を取得していること等が分かるもの」
注 「すすきの地区等追加対策協力支援金」の申請書に記載していない施設分については提出が必要です。
- 「4 業種・業態が確認できるもの」
注 「すすきの地区等追加対策協力支援金」の申請書に記載していない施設分については提出が必要です。
- 「8 通帳の写し」
注 「すすきの地区等追加対策協力支援金」の申請書に記載いただいた振込先口座と同一の口座を指定して申請を行う場合に限りです。
- 「9 本人確認書類の写し（個人のみ）」
注 「すすきの地区等追加対策協力支援金」の申請書と同一の申請者が申請を行う場合に限りです。